

# 道路占用料の改定について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

## 1 はじめに

国土交通省においては、「道路占用料制度に関する調査検討会報告書」（平成 19 年 3 月）において、道路の占用料（以下、「占用料」という。）の改定時期については「3 年程度ごとに改定を検討することが妥当である」との提言がなされたことを受け、平成 20 年 4 月、平成 23 年 4 月、平成 26 年 4 月に続き、今般、道路法施行令を一部改正し、国が管理する道路について、平成 29 年 4 月から新たな占用料単価に基づき占用料を徴収することとなりました。

## 2 改定の概要

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 39 条において、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができることとされており、占用料の額は、固定資産税評価額（民間における地価水準）等を勘案して算定されています。また、占用料の額は、国が管理する道路にあっては政令（その他の道路にあっては道路管理者である地方公共団体の条例）で定めることとしており、占用物件の種類ごと、所在地区分（全国の市町村（都の特別区を含む。）をその区域内に存する土地の固定資産税評価額の平均価格（当該市町村の区域内に存する土地の固定資産税評価額の合計を当該土地の地積の合計で除した額をいう。）の水準に応じ、5 類型に区分）ごとに定めています。

占用料の額を定めている現行の道路法施行令別表は、平成 26 年 4 月に改定されたところですが、今般、平成 27 年に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を反映するため、改定を行いました。この改定により、占用料単価は平成 26 年 4 月に改定された占用料単価と比較して、例えば、電柱等の物件については、第一級地等の都心部においては上昇傾向、第五級地等の地方部においては下落傾向となりました。

同時に、道路法施行令第 7 条第 8 号において占用許可の対象とされている食事施設、購買施設等については、「トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの」、「上空に設けるもの」及び「その他のもの」という三区分に依りて占用料の額を定めていますが、地下に設けられる食事施設、購買施設等が一定程度認められるようになったことを踏まえて、「地下に設けるもの」の区分を新たに設けて、土地利用の制約に応じた修正率（地下の減額率 3 / 10 に階数に応じた減額率）を乗じた占用料の単価を設定しました。さらに、現行の占用料の額の計算方法においては、占用物件の占用面積や長さについて、1 平方メートル又は 1 メートル未満の端数を切り上げることとしているところ、より精緻に占用料の額を算出するため、0.01 平方メートル又は 0.01 メートル未満の端数を切り捨てて計算することとし、占用面積等の計算方法を精緻化することとしました。

### 3 占用料の基本的な考え方

占用料の算定は、公共用物である道路を継続的に使用することによって、その占有者が受ける利益を徴収するという「対価説」に基づき、一般的な土地利用における賃料（地代）相当額によることを基本とし、次のような算定式で占用料の額が求められています。

<基本的な算定式>

$$\text{占用料の単価} = \text{道路価格} \times \text{使用料率} \times \text{占用面積} (\times \text{修正率})$$

### 4 算定方法等の詳細

#### 1) 道路価格について

道路価格とは、本来、道路の存する土地の更地価格とすべきですが、個々の占有物件ごとに占有の対象となる道路価格を調査することは現実的でないことから、固定資産税評価額を道路価格とみなしています。

占有物件は大きく分けて、電柱、ガス管などの「定額物件」と、高架下駐車場などの「定率物件」に分けられます。「定率物件」の道路価格については、個々の土地評価によるものであり、「近傍類似の土地の時価」を用いていることから、その道路価格については、今般の改定の影響を受けるものではありません（ただし、「近傍類似の土地の時価」に乗ずることとなる使用料率及び修正率等の影響は受けることとなります）。

つきましては、「定額物件」の道路価格について説明します。

#### ① 所在地区分

定額物件の道路価格は固定資産税評価額を基にしておりますが、その固定資産税評価額が市町村によって大きな差異が生じていることから、各地方公共団体の人口、固定資産税評価額を踏まえて以下の5区分で算出しています。

第一級地：その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が都の特別区及び人口50万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村

第二級地：その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が都の特別区及び人口50万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格未満であり、かつ、人口50万人未満20万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村

第三級地：その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口50万人未満20万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格未満であり、かつ、人口20万人未満の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村

第四級地：その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口20万人未満の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格未満であり、かつ、町村の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村

第五級地：その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が町村の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格未満である市町村

## ② 地目

占用物件の性格に応じて、商業地目（商業地区）と平均地目（宅地、田、畑、山林）を設定して、それに対応する固定資産税評価額を用いています。

看板、アーチ等の商業活動の活発な地域に専ら設置されるものについては商業地目とし、全国どこにでも設置され得るものについては平均地目となっています。

## ③ 土地の価格

近年の地価動向を道路価格へ反映させるため、直近の値である平成 27 年の固定資産税評価額を用いて、所在地区分ごと、地目ごとに算出します。

固定資産税評価額は、宅地、田、畑、山林等に分類されており、商業地目の道路価格については、商業地区の固定資産税評価額としています。

また、平均地目の道路価格を算出するにあたっては、宅地、田、畑、山林のそれぞれの固定資産税評価額を道路の沿道に存する割合（用途別構成割合：平成 22 年の道路交通センサスにおける道路施設延長比率）に従って加重平均をして算出します。

ただし、造成済みの土地ではない田、畑、山林については、更地価格と同様の価格水準とするために、造成費（国が管理する国道の道路土工の費用から、用地費、補償費及び舗装費を除いたもの。）を加算した上で加重平均しています。

### <道路価格の算定式>

商業地目の道路価格 = 「商業地区」の固定資産税評価額

平均地目の道路価格

$$\begin{aligned} &= \text{固定資産税評価額の宅地の価格} \times \text{市街地の用途別構成割合} \\ &+ (\text{固定資産税評価額の田畑の価格} + \text{造成費}) \times \text{平地部の用途別構成割合} \\ &+ (\text{固定資産税評価額の山林の価格} + \text{造成費}) \times \text{山地部の用途別構成割合} \end{aligned}$$

## 2) 使用料率について

使用料率とは、土地価格に対する年額賃料の割合をいいます。占用料算定にあたっては、土地の利用の対価（土地賃借料等）を算定する方法として、広く用いられている土地の価格に一定の率（使用料率）を乗じています。

国土交通省においては、平成 27 年度に「道路占用料の見直しに関する調査検討業務」を実施し、この調査結果に基づいて新たな使用料率を設定しています。

全市区町村にそれぞれの区域を代表する調査地点を設定し、当該調査地点における土地の賃貸借を想定の上、各調査地点の所在地域に精通した不動産鑑定士が賃料を査定し、その結果を用いて使用料率の全国平均を算出しました。

土地の賃貸借において借地借家法の対象であるか否かは賃料に影響を与える重要な要素であるので、当該調査においては、同法の対象となる建物所有を目的とせず、また、全国的な比較検証が可能なもの

等の要件を満たし、占有に態様が類似するものとして、平面式（屋根なし）の月極駐車場を想定し、賃料を査定しています。

なお、今回の調査結果に基づく使用料率は全国平均であり、国が管理する国道における占有料を算定するためのものです。

### 3) 所在地区分について

所在地区分については、第一級地、第二級地、第三級地、第四級地及び第五級地の五つに区分しているところであり、この区分に応じて占有料単価が定められています。

各所在地区分の考え方は前述のとおりですが、その考え方に基づいた各所在地区分に該当する市区町村は表1のとおりです。

### 4) 占有料単価について

占有料単価については、道路法施行令別表に定められており、現行単価と改定単価の比較は表2のとおりです。

## 5 おわりに

今後も、地価の変動や各種の社会的動向等を踏まえ、適宜占有料の見直しを行う予定です。

表 1

所在地区分	市区町村名
第一級地	<p>【埼玉県】 さいたま市、川口市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、ふじみ野市</p> <p>【千葉県】 市川市、船橋市、松戸市、習志野市、流山市、浦安市</p> <p>【東京都】 東京都千代田区、同都中央区、同都港区、同都新宿区、同都文京区、同都台東区、同都墨田区、同都江東区、同都品川区、同都目黒区、同都大田区、同都世田谷区、同都渋谷区、同都中野区、同都杉並区、同都豊島区、同都北区、同都荒川区、同都板橋区、同都練馬区、同都足立区、同都葛飾区、同都江戸川区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市</p> <p>【神奈川県】 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町</p> <p>【静岡県】 駿東郡清水町</p> <p>【愛知県】 名古屋市、尾張旭市、清須市、北名古屋市、長久手市、西春日井郡豊山町、海部郡大治町</p> <p>【京都府】 向日市、長岡京市、乙訓郡大山崎町</p> <p>【大阪府】 大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉北郡忠岡町、泉南郡田尻町</p> <p>【兵庫県】 尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市</p> <p>【広島県】 安芸郡府中町</p> <p>【福岡県】 福岡市、春日市</p> <p>【沖縄県】 那覇市、宜野湾市、浦添市、中頭郡北谷町</p>

所在地区分	市区町村名
第二級地	<p>【北海道】 札幌市</p> <p>【宮城県】 仙台市、塩竈市、多賀城市</p> <p>【茨城県】 守谷市</p> <p>【群馬県】 邑楽郡大泉町</p> <p>【埼玉県】 川越市、春日部市、狭山市、上尾市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡松伏町</p> <p>【千葉県】 千葉市、野田市、柏市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、白井市</p> <p>【東京都】 八王子市、青梅市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町</p> <p>【神奈川県】 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町、愛甲郡愛川町</p> <p>【石川県】 金沢市、野々市市</p> <p>【山梨県】 甲府市、中巨摩郡昭和町</p> <p>【岐阜県】 岐阜市、大垣市、各務原市、瑞穂市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、本巣郡北方町</p> <p>【静岡県】 沼津市、三島市、富士市、焼津市、駿東郡長泉町、榛原郡吉田町</p> <p>【愛知県】 豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、みよし市、あま市、愛知郡東郷町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡蟹江町、同郡飛鳥村、知多郡東浦町、同郡武豊町</p> <p>【三重県】 四日市市、桑名市、三重郡朝日町、同郡川越町</p> <p>【滋賀県】 草津市、守山市、栗東市</p> <p>【京都府】 京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久世郡久御山町、相楽郡精華町</p> <p>【大阪府】 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、羽曳野市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、泉南郡熊取町</p> <p>【兵庫県】 神戸市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、加古郡播磨町、揖保郡太子町</p> <p>【奈良県】 奈良市、大和高田市、大和郡山市、橿原市、生駒市、香芝市、生駒郡三郷町、同郡斑鳩町、同郡安堵町、磯城郡川西町、同郡田原本町、北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町</p> <p>【和歌山県】 和歌山市</p> <p>【岡山県】 倉敷市、都窪郡早島町</p> <p>【広島県】 広島市、安芸郡海田町、同郡坂町</p> <p>【徳島県】 徳島市、板野郡北島町、同郡藍住町</p> <p>【香川県】 綾歌郡宇多津町</p> <p>【愛媛県】 松山市、伊予郡松前町</p>

所在地区区分	市区町村名
第二級地	<p>【福岡県】 北九州市、中間市、大野城市、太宰府市、糟屋郡宇美町、同郡志免町、同郡須恵町、同郡新宮町、同郡粕屋町、遠賀郡水巻町</p> <p>【熊本県】 熊本市</p> <p>【大分県】 別府市</p> <p>【鹿児島県】 鹿児島市</p> <p>【沖縄県】 沖縄市、豊見城市、中頭郡嘉手納町、同郡北中城村、同郡西原町、島尻郡与那原町、同郡南風原町</p>
第三級地	<p>【北海道】 函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市、北広島市</p> <p>【青森県】 青森市、八戸市</p> <p>【岩手県】 盛岡市、紫波郡矢巾町</p> <p>【宮城県】 名取市、岩沼市、富谷市、柴田郡大河原町、同郡柴田町、宮城郡七ヶ浜町、同郡利府町</p> <p>【秋田県】 秋田市</p> <p>【山形県】 山形市、天童市</p> <p>【福島県】 福島市、郡山市</p> <p>【茨城県】 水戸市、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、つくばみらい市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村、稲敷郡阿見町、猿島郡五霞町、同郡境町</p> <p>【栃木県】 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、河内郡上三川町、下都賀郡壬生町、同郡野木町</p> <p>【群馬県】 前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、北群馬郡榛東村、同郡吉岡町、吾妻郡草津町、佐波郡玉村町、邑楽郡明和町、同郡千代田町、同郡邑楽町</p> <p>【埼玉県】 熊谷市、行田市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、幸手市、日高市、入間郡毛呂山町、比企郡滑川町、同郡嵐山町、同郡小川町、同郡川島町、同郡吉見町、同郡鳩山町、児玉郡上里町、大里郡寄居町、北葛飾郡杉戸町</p> <p>【千葉県】 銚子市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、市原市、袖ヶ浦市、印西市、富里市、大網白里市、印旛郡酒々井町、同郡栄町</p> <p>【東京都】 西多摩郡日の出町</p> <p>【神奈川県】 足柄上郡中井町、同郡松田町、足柄下郡箱根町、同郡湯河原町</p> <p>【新潟県】 新潟市、見附市、燕市</p> <p>【富山県】 富山市、高岡市、魚津市、滑川市、黒部市、射水市、中新川郡舟橋村</p> <p>【石川県】 小松市、白山市、能美市、河北郡内灘町</p> <p>【福井県】 福井市、敦賀市、鯖江市、越前市</p> <p>【山梨県】 富士吉田市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、南都留郡富士河口湖町</p> <p>【長野県】 長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、茅野市、塩尻市、千曲市、北佐久郡軽井沢町、諏訪郡下諏訪町、上伊那郡南箕輪村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町</p>

所在地区区分	市区町村名
第三級地	<p><b>【岐阜県】</b> 多治見市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、可児市、養老郡養老町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡大野町、同郡池田町、加茂郡坂祝町</p> <p><b>【静岡県】</b> 静岡市、浜松市、熱海市、富士宮市、伊東市、磐田市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、菊川市、伊豆の国市、田方郡函南町</p> <p><b>【愛知県】</b> 豊田市、西尾市、愛西市、弥富市、知多郡阿久比町、同郡美浜町、額田郡幸田町</p> <p><b>【三重県】</b> 津市、伊勢市、鈴鹿市、名張市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菟野町</p> <p><b>【滋賀県】</b> 大津市、彦根市、近江八幡市、野洲市、湖南市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町</p> <p><b>【京都府】</b> 舞鶴市、亀岡市、木津川市、綴喜郡井手町</p> <p><b>【大阪府】</b> 豊能郡豊能町、泉南郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町</p> <p><b>【兵庫県】</b> 姫路市、赤穂市、三木市、小野市、三田市、たつの市、加古郡稲美町、神崎郡福崎町</p> <p><b>【奈良県】</b> 天理市、桜井市、葛城市、生駒郡平群町、磯城郡三宅町</p> <p><b>【和歌山県】</b> 海南市、有田市、御坊市、岩出市、有田郡湯浅町、日高郡美浜町</p> <p><b>【鳥取県】</b> 鳥取市、米子市、境港市、西伯郡日吉津村</p> <p><b>【岡山県】</b> 岡山市、玉野市、浅口市、浅口郡里庄町</p> <p><b>【広島県】</b> 呉市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市、安芸郡熊野町</p> <p><b>【山口県】</b> 宇部市、防府市、下松市、光市、玖珂郡和木町</p> <p><b>【徳島県】</b> 鳴門市、小松島市、名西郡石井町、板野郡松茂町</p> <p><b>【香川県】</b> 高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、仲多度郡琴平町、同郡多度津町</p> <p><b>【愛媛県】</b> 新居浜市</p> <p><b>【高知県】</b> 高知市</p> <p><b>【福岡県】</b> 大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡篠栗町、同郡久山町、遠賀郡芦屋町、同郡岡垣町、同郡遠賀町、三潴郡大木町、田川郡糸田町、京都郡苅田町、築上郡吉富町</p> <p><b>【佐賀県】</b> 佐賀市、鳥栖市、三養基郡基山町、同郡上峰町</p> <p><b>【長崎県】</b> 長崎市、佐世保市、島原市、大村市、西彼杵郡長与町、同郡時津町</p> <p><b>【熊本県】</b> 荒尾市、合志市、玉名郡長洲町、菊池郡菊陽町、上益城郡嘉島町、同郡益城町</p> <p><b>【大分県】</b> 大分市</p> <p><b>【宮崎県】</b> 宮崎市</p> <p><b>【沖縄県】</b> 糸満市、うるま市、南城市、国頭郡金武町、中頭郡読谷村、同郡中城村、島尻郡八重瀬町</p>

所在地区区分	市区町村名
第四級地	<p>【北海道】 釧路市、帯広市、江別市、千歳市、滝川市、砂川市、登別市、恵庭市、伊達市、石狩市、北斗市、亀田郡七飯町、岩内郡岩内町</p> <p>【青森県】 弘前市、黒石市、五所川原市、三沢市、南津軽郡藤崎町、同郡田舎館村、上北郡野辺地町、同郡おいらせ町</p> <p>【岩手県】 北上市、奥州市、滝沢市、胆沢郡金ヶ崎町</p> <p>【宮城県】 石巻市、気仙沼市、角田市、東松島市、大崎市、亶理郡亶理町、宮城郡松島町、黒川郡大和町、同郡大衡村、遠田郡美里町</p> <p>【秋田県】 能代市、大館市、湯沢市、潟上市、南秋田郡八郎潟町</p> <p>【山形県】 米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、長井市、東根市、南陽市、東村山郡山辺町、同郡中山町、西村山郡河北町、東置賜郡高島町、東田川郡三川町</p> <p>【福島県】 会津若松市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、岩瀬郡鏡石町、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡矢吹町、田村郡三春町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、相馬郡新地町、同郡飯館村</p> <p>【茨城県】 石岡市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、笠間市、潮来市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、小美玉市、東茨城郡茨城町、稲敷郡美浦村、同郡河内町、結城郡八千代町、北相馬郡利根町</p> <p>【栃木県】 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀郡益子町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町</p> <p>【群馬県】 沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、甘楽郡甘楽町、邑楽郡板倉町</p> <p>【埼玉県】 秩父市、入間郡越生町、比企郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、同郡皆野町、同郡長瀬町、児玉郡美里町、同郡神川町</p> <p>【千葉県】 館山市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、八街市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、香取郡神崎町、同郡東庄町、山武郡九十九里町、同郡芝山町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡睦沢町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町</p> <p>【東京都】 小笠原村</p> <p>【神奈川県】 足柄上郡山北町、愛甲郡清川村</p> <p>【新潟県】 長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、南魚沼市、胎内市、北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、南魚沼郡湯沢町、刈羽郡刈羽村</p> <p>【富山県】 氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市、中新川郡上市町、同郡立山町、下新川郡入善町、同郡朝日町</p> <p>【石川県】 七尾市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美郡川北町、河北郡津幡町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町</p> <p>【福井県】 小浜市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町、大飯郡高浜町</p> <p>【山梨県】 都留市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、上野原市、甲州市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町、南都留郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村</p> <p>【長野県】 飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、佐久市、東御市、安曇野市、北佐久郡御代田町、諏訪郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、東筑摩郡山形村、同郡朝日村、北安曇郡池田町、同郡松川村、同郡白馬村、下高井郡山ノ内町</p> <p>【岐阜県】 関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、山県市、本巣市、海津市、不破郡関ヶ原町、加茂郡富加町、同郡川辺町、可児郡御嵩町</p> <p>【静岡県】 島田市、下田市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、駿東郡小山町、周智郡森町</p> <p>【愛知県】 新城市、田原市、知多郡南知多町</p>



所在地区分	市区町村名
第四級地	<p><b>【三重県】</b> 松阪市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、伊賀市、多気郡明和町、度会郡玉城町、北牟婁郡紀北町</p> <p><b>【滋賀県】</b> 長浜市、甲賀市、高島市、東近江市、米原市、蒲生郡日野町、同郡竜王町、犬上郡甲良町</p> <p><b>【京都府】</b> 福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、綴喜郡宇治田原町、与謝郡与謝野町</p> <p><b>【大阪府】</b> 豊能郡能勢町、南河内郡千早赤阪村</p> <p><b>【兵庫県】</b> 洲本市、相生市、豊岡市、西脇市、加西市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、加東市、川辺郡猪名川町、神崎郡市川町、赤穂郡上郡町</p> <p><b>【奈良県】</b> 五條市、御所市、高市郡高取町、同郡明日香村、吉野郡大淀町</p> <p><b>【和歌山県】</b> 橋本市、新宮市、紀の川市、有田郡有田川町、日高郡日高町、同郡由良町、西牟婁郡白浜町、同郡上富田町、東牟婁郡太地町</p> <p><b>【鳥取県】</b> 倉吉市、鳥取県八頭郡智頭町、東伯郡湯梨浜町、同郡琴浦町、同郡北栄町</p> <p><b>【島根県】</b> 松江市、出雲市、安来市</p> <p><b>【岡山県】</b> 津山市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、小田郡矢掛町、勝田郡勝央町</p> <p><b>【広島県】</b> 竹原市、三原市、府中市、東広島市、江田島市、豊田郡大崎上島町</p> <p><b>【山口県】</b> 下関市、山口市、岩国市、柳井市、周南市、山陽小野田市、熊毛郡田布施町、同郡平生町</p> <p><b>【徳島県】</b> 阿南市、吉野川市、阿波市、板野郡板野町、同郡上板町、三好郡東みよし町</p> <p><b>【香川県】</b> さぬき市、東かがわ市、三豊市、小豆郡土庄町、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡綾川町</p> <p><b>【愛媛県】</b> 今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、伊予市、四国中央市、東温市、伊予郡砥部町</p> <p><b>【高知県】</b> 南国市、土佐市、須崎市、香南市、安芸郡田野町</p> <p><b>【福岡県】</b> 豊前市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、鞍手郡小竹町、同郡鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町、八女郡広川町、田川郡香春町、同郡川崎町、同郡大任町、同郡福智町、築上郡築上町</p> <p><b>【佐賀県】</b> 唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡みやき町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、同郡江北町、同郡白石町</p> <p><b>【長崎県】</b> 諫早市、雲仙市、南島原市、東彼杵郡川棚町、同郡波佐見町、北松浦郡佐々町</p> <p><b>【熊本県】</b> 八代市、人吉市、水俣市、玉名市、菊池市、宇土市、宇城市、菊池郡大津町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、八代郡氷川町</p> <p><b>【大分県】</b> 中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、由布市、速見郡日出町</p> <p><b>【宮崎県】</b> 都城市、延岡市、日向市、西都市、北諸県郡三股町、東諸県郡国富町、児湯郡高鍋町、同郡新富町、東臼杵郡門川町</p> <p><b>【鹿児島県】</b> 鹿屋市、枕崎市、出水市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、霧島市、いちぎ串木野市、奄美市、始良市、大島郡瀬戸内町、同郡龍郷町</p> <p><b>【沖縄県】</b> 石垣市、名護市、宮古島市、国頭郡今帰仁村、同郡本部町、同郡恩納村、同郡宜野座村、同郡伊江村、島尻郡渡嘉敷村、同郡座間味村</p>

所在地区分	市区町村名
第五級地	<p><b>【北海道】</b>  北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、美唄市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、歌志内市、深川市、富良野市、石狩郡当別町、同郡新篠津村、松前郡松前町、同郡福島町、上磯郡知内町、同郡木古内町、茅部郡鹿部町、同郡森町、二海郡八雲町、山越郡長万部町、檜山郡江差町、同郡上ノ国町、同郡厚沢部町、爾志郡乙部町、奥尻郡奥尻町、瀬棚郡今金町、久遠郡せたな町、島牧郡島牧村、寿都郡寿都町、同郡黒松内町、磯谷郡蘭越町、虻田郡二セコ町、同郡真狩村、同郡留寿都村、同郡喜茂別町、同郡京極町、同郡俱知安町、岩内郡共和町、古宇郡泊村、同郡神恵内村、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡仁木町、同郡余市町、同郡赤井川村、空知郡南幌町、同郡奈井江町、同郡上砂川町、夕張郡由仁町、同郡長沼町、同郡栗山町、樺戸郡月形町、同郡浦臼町、同郡新十津川町、雨竜郡妹背牛町、同郡秩父別町、同郡雨竜町、同郡北竜町、同郡沼田町、上川郡鷹栖町、同郡東神楽町、同郡当麻町、同郡比布町、同郡愛別町、同郡上川町、同郡東川町、同郡美瑛町、空知郡上富良野町、同郡中富良野町、同郡南富良野町、勇払郡占冠村、上川郡和寒町、同郡剣淵町、同郡下川町、中川郡美深町、同郡音威子府村、同郡中川町、雨竜郡幌加内町、増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、同郡羽幌町、同郡初山別村、天塩郡遠別町、同郡天塩町、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町、同郡中頓別町、同郡枝幸町、天塩郡豊富町、礼文郡礼文町、利尻郡利尻町、同郡利尻富士町、天塩郡幌延町、網走郡美幌町、同郡津別町、斜里郡斜里町、同郡清里町、同郡小清水町、常呂郡訓子府町、同郡置戸町、同郡佐呂間町、紋別郡遠軽町、同郡湧別町、同郡滝上町、同郡興部町、同郡西興部村、同郡雄武町、網走郡大空町、虻田郡豊浦町、有珠郡壮瞥町、白老郡白老町、勇払郡厚真町、虻田郡洞爺湖町、勇払郡安平町、同郡むかわ町、沙流郡日高町、同郡平取町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、河東郡音更町、同郡士幌町、同郡上士幌町、同郡鹿追町、上川郡新得町、同郡清水町、河西郡芽室町、同郡中札内村、同郡更別村、広尾郡大樹町、同郡広尾町、中川郡幕別町、同郡池田町、同郡豊頃町、同郡本別町、足寄郡足寄町、同郡陸別町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、同郡浜中町、川上郡標茶町、同郡弟子屈町、阿寒郡鶴居村、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡中標津町、同郡標津町、目梨郡羅臼町</p> <p><b>【青森県】</b>  十和田市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡平内町、同郡今別町、同郡蓬田村、同郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、同郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡大鰐町、北津軽郡板柳町、同郡鶴田町、同郡中泊町、上北郡七戸町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所村、下北郡大間町、同郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村、三戸郡三戸町、同郡五戸町、同郡田子町、同郡南部町、同郡階上町、同郡新郷村</p> <p><b>【岩手県】</b>  宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、岩手郡雫石町、同郡葛巻町、同郡岩手町、紫波郡紫波町、和賀郡西和賀町、西磐井郡平泉町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡軽米町、同郡野田村、同郡九戸村、同郡洋野町、二戸郡一戸町</p> <p><b>【宮城県】</b>  白石市、登米市、栗原市、刈田郡蔵王町、同郡七ヶ宿町、柴田郡村田町、同郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡山元町、黒川郡大郷町、加美郡色麻町、同郡加美町、遠田郡涌谷町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町</p> <p><b>【秋田県】</b>  横手市、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、同郡三種町、同郡八峰町、南秋田郡五城目町、同郡井川町、同郡大瀧村、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、同郡東成瀬村</p> <p><b>【山形県】</b>  村山市、尾花沢市、西村山郡西川町、同郡朝日町、同郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡金山町、同郡最上町、同郡舟形町、同郡真室川町、同郡大蔵村、同郡鮭川村、同郡戸沢村、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、同郡白鷹町、同郡飯豊町、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町</p> <p><b>【福島県】</b>  喜多方市、二本松市、田村市、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、同郡檜枝岐村、同郡只見町、同郡南会津町、耶麻郡北塩原村、同郡西会津町、同郡磐梯町、同郡猪苗代町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、同郡昭和村、同郡会津美里町、西白河郡中島村、東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町、同郡鮫川村、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、同郡古殿町、田村郡小野町、双葉郡川内村、同郡浪江町、同郡葛尾村</p> <p><b>【茨城県】</b>  常陸太田市、常陸大宮市、稲敷市、行方市、鉾田市、東茨城郡城里町、久慈郡大子町</p> <p><b>【栃木県】</b>  那須烏山市、芳賀郡茂木町、塩谷郡塩谷町、那須郡那須町、同郡那珂川町</p> <p><b>【群馬県】</b>  多野郡上野村、同郡神流町、甘楽郡下仁田町、同郡南牧村、吾妻郡中之条町、同郡長野原町、同郡嬭恋村、同郡高山村、同郡東吾妻町、利根郡片品村、同郡川場村、同郡昭和村、同郡みなかみ町</p>

所在地区分	市区町村名
第五級地	<p>【埼玉県】 秩父郡小鹿野町、同郡東秩父村</p> <p>【千葉県】 香取郡多古町、長生郡長柄町、同郡長南町、夷隅郡大多喜町</p> <p>【東京都】 西多摩郡檜原村、同郡奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村</p> <p>【新潟県】 十日町市、村上市、佐渡市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町、三島郡出雲崎町、中魚沼郡津南町、岩船郡関川村、同郡粟島浦村</p> <p>【石川県】 輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町、同郡能登町</p> <p>【福井県】 大野市、勝山市、今立郡池田町、南条郡南越前町、三方郡美浜町、大飯郡おおい町、三方上中郡若狭町</p> <p>【山梨県】 南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、南都留郡道志村、北都留郡小菅村、同郡丹波山村</p> <p>【長野県】 大町市、飯山市、南佐久郡小海町、同郡川上村、同郡南牧村、同郡南相木村、同郡北相木村、同郡佐久穂町、北佐久郡立科町、小県郡青木村、同郡長和町、上伊那郡中川村、下伊那郡阿南町、同郡阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡売木村、同郡天龍村、同郡黍阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曾郡上松町、同郡南木曾町、同郡木祖村、同郡王滝村、同郡大桑村、同郡木曾町、東筑摩郡麻績村、同郡生坂村、同郡筑北村、北安曇郡小谷村、上高井郡高山村、下高井郡木島平村、同郡野沢温泉村、上水内郡信濃町、同郡小川村、同郡飯綱町、下水内郡栄村</p> <p>【岐阜県】 高山市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市、揖斐郡揖斐川町、加茂郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、大野郡白川村</p> <p>【静岡県】 賀茂郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、榛原郡川根本町</p> <p>【愛知県】 北設楽郡設楽町、同郡東栄町、同郡豊根村</p> <p>【三重県】 熊野市、多気郡多気町、同郡大台町、度会郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町</p> <p>【滋賀県】 犬上郡多賀町</p> <p>【京都府】 相楽郡笠置町、同郡和束町、同郡南山城村、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町</p> <p>【兵庫県】 篠山市、養父市、宍粟市、多可郡多可町、神崎郡神河町、佐用郡佐用町、美方郡香美町、同郡新温泉町</p> <p>【奈良県】 宇陀市、山辺郡山添村、宇陀郡曽爾村、同郡御杖村、吉野郡吉野町、同郡下市町、同郡黒滝村、同郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村、同郡上北山村、同郡川上村、同郡東吉野村</p> <p>【和歌山県】 田辺市、海草郡紀美野町、伊都郡かつらぎ町、同郡九度山町、同郡高野町、有田郡広川町、日高郡印南町、同郡みなべ町、同郡日高川町、西牟婁郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡古座川町、同郡北山村、同郡串本町</p> <p>【鳥取県】 岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、同郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡大山町、同郡南部町、同郡伯耆町、日野郡日南町、同郡日野町、同郡江府町</p> <p>【島根県】 浜田市、益田市、大田市、江津市、雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、邑智郡川本町、同郡美郷町、同郡邑南町、鹿足郡津和野町、同郡吉賀町、隠岐郡海士町、同郡西ノ島町、同郡知夫村、同郡隠岐の島町</p> <p>【岡山県】 高梁市、新見市、真庭市、美作市、和気郡和気町、真庭郡新庄村、苫田郡鏡野町、勝田郡奈義町、英田郡西粟倉村、久米郡久米南町、同郡美咲町、加賀郡吉備中央町</p> <p>【広島県】 三次市、庄原市、安芸高田市、山県郡安芸太田町、同郡北広島町、世羅郡世羅町、神石郡神石高原町</p>

所在地区分	市区町村名
第五級地	<p><b>【山口県】</b> 萩市、長門市、美祢市、大島郡周防大島町、熊毛郡上関町、阿武郡阿武町</p> <p><b>【徳島県】</b> 美馬市、三好市、勝浦郡勝浦町、同郡上勝町、名東郡佐那河内村、名西郡神山町、那賀郡那賀町、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、美馬郡つるぎ町</p> <p><b>【香川県】</b> 小豆郡小豆島町、仲多度郡まんのう町</p> <p><b>【愛媛県】</b> 大洲市、西予市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町、同郡鬼北町、南宇和郡愛南町</p> <p><b>【高知県】</b> 室戸市、安芸市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香美市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡安田町、同郡北川村、同郡馬路村、同郡芸西村、長岡郡本山町、同郡大豊町、土佐郡土佐町、同郡大川村、吾川郡いの町、同郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、同郡佐川町、同郡越知町、同郡檜原町、同郡日高村、同郡津野町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡三原村、同郡黒潮町</p> <p><b>【福岡県】</b> 八女市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町、同郡赤村、京都郡みやこ町、築上郡上毛町</p> <p><b>【佐賀県】</b> 東松浦郡玄海町、藤津郡太良町</p> <p><b>【長崎県】</b> 平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、東彼杵郡東彼杵町、北松浦郡小値賀町、南松浦郡新上五島町</p> <p><b>【熊本県】</b> 山鹿市、上天草市、阿蘇市、天草市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、同郡南関町、同郡和水町、阿蘇郡南小国町、同郡小国町、同郡産山村、同郡高森町、同郡南阿蘇村、上益城郡甲佐町、同郡山都町、葦北郡芦北町、同郡津奈木町、球磨郡錦町、同郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡相良村、同郡五木村、同郡山江村、同郡球磨村、同郡あさぎり町、天草郡苓北町</p> <p><b>【大分県】</b> 日田市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、東国東郡姫島村、玖珠郡九重町、同郡玖珠町</p> <p><b>【宮崎県】</b> 日南市、小林市、串間市、えびの市、西諸県郡高原町、東諸県郡綾町、児湯郡西米良村、同郡木城町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡諸塚村、同郡椎葉村、同郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、同郡日之影町、同郡五ヶ瀬町</p> <p><b>【鹿児島県】</b> 阿久根市、西之表市、日置市、曾於市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、始良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町、同郡与論町</p> <p><b>【沖縄県】</b> 国頭郡国頭村、同郡大宜味村、同郡東村、島尻郡粟国村、同郡渡名喜村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡伊是名村、同郡久米島町、宮古郡多良間村、八重山郡竹富町、同郡与那国町</p>

表2 道路法施行令別表

改定単価		単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	第一級地	1,600円
			第二級地	660円
	第三級地		440円	
	第四級地		350円	
	第五級地		300円	
	第2種電柱		第一級地	2,400円
			第二級地	1,000円
			第三級地	680円
			第四級地	540円
			第五級地	470円
	第3種電柱	第一級地	3,300円	
		第二級地	1,400円	
		第三級地	920円	
		第四級地	730円	
		第五級地	630円	
	第1種電話柱	第一級地	1,400円	
		第二級地	590円	
		第三級地	400円	
		第四級地	320円	
		第五級地	270円	
第2種電話柱	第一級地	2,300円		
	第二級地	950円		
	第三級地	630円		
	第四級地	500円		
	第五級地	440円		
第3種電話柱	第一級地	3,100円		
	第二級地	1,300円		
	第三級地	870円		
	第四級地	690円		
	第五級地	600円		
その他の柱類	第一級地	140円		
	第二級地	59円		
	第三級地	40円		
	第四級地	32円		
	第五級地	27円		
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	第一級地	14円	
		第二級地	6円	
		第三級地	4円	
		第四級地	3円	
		第五級地	3円	
地下に設ける電線その他の線類	長さ1mにつき1年	第一級地	8円	
		第二級地	4円	
		第三級地	2円	
		第四級地	2円	
		第五級地	2円	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	第一級地	1,400円	
		第二級地	580円	
		第三級地	390円	
		第四級地	310円	
		第五級地	270円	
地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年	第一級地	850円	
		第二級地	350円	
		第三級地	240円	
		第四級地	190円	
		第五級地	160円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	第一級地	2,800円	
		第二級地	1,200円	
		第三級地	790円	
		第四級地	630円	
		第五級地	540円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	第一級地	1,200円	
		第二級地	500円	
		第三級地	330円	
		第四級地	270円	
		第五級地	230円	
広告塔	表示面積1㎡につき1年	第一級地	19,000円	
		第二級地	3,800円	
		第三級地	1,700円	
		第四級地	960円	
		第五級地	670円	
その他のもの	占有面積1㎡につき1年	第一級地	2,800円	
		第二級地	1,200円	
		第三級地	790円	
		第四級地	630円	
		第五級地	540円	
法第32条第1項第2号に掲げる工作物	外径が0.07m未満のもの	第一級地	59円	
		第二級地	25円	
		第三級地	17円	
		第四級地	13円	
		第五級地	11円	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	第一級地	85円	
		第二級地	35円	
		第三級地	24円	
		第四級地	19円	
		第五級地	16円	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地	130円
			第二級地	53円
			第三級地	36円
			第四級地	28円
			第五級地	24円
	外径が0.15m以上の0.2m未満のもの	第一級地	170円	
		第二級地	71円	
		第三級地	47円	
		第四級地	38円	
		第五級地	33円	
外径が0.2m以上の0.3m未満のもの	第一級地	250円		
	第二級地	110円		
	第三級地	71円		
	第四級地	57円		
	第五級地	49円		

現行単価		単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	第一級地	1,400円
			第二級地	610円
	第三級地		430円	
	第四級地		360円	
	第五級地		310円	
	第2種電柱		第一級地	2,100円
			第二級地	940円
			第三級地	660円
			第四級地	550円
			第五級地	480円
	第3種電柱	第一級地	2,800円	
		第二級地	1,300円	
		第三級地	900円	
		第四級地	740円	
		第五級地	650円	
	第1種電話柱	第一級地	1,200円	
		第二級地	550円	
		第三級地	390円	
		第四級地	320円	
		第五級地	280円	
第2種電話柱	第一級地	1,900円		
	第二級地	870円		
	第三級地	620円		
	第四級地	510円		
	第五級地	450円		
第3種電話柱	第一級地	2,700円		
	第二級地	1,200円		
	第三級地	850円		
	第四級地	700円		
	第五級地	620円		
その他の柱類	第一級地	120円		
	第二級地	55円		
	第三級地	39円		
	第四級地	32円		
	第五級地	28円		
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	第一級地	12円	
		第二級地	5円	
		第三級地	4円	
		第四級地	3円	
		第五級地	3円	
地下に設ける電線その他の線類	長さ1mにつき1年	第一級地	7円	
		第二級地	3円	
		第三級地	2円	
		第四級地	2円	
		第五級地	2円	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	第一級地	1,200円	
		第二級地	540円	
		第三級地	380円	
		第四級地	310円	
		第五級地	270円	
地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年	第一級地	730円	
		第二級地	330円	
		第三級地	230円	
		第四級地	190円	
		第五級地	170円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	第一級地	2,400円	
		第二級地	1,100円	
		第三級地	770円	
		第四級地	640円	
		第五級地	560円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	第一級地	1,000円	
		第二級地	460円	
		第三級地	320円	
		第四級地	270円	
		第五級地	240円	
広告塔	表示面積1㎡につき1年	第一級地	19,000円	
		第二級地	3,800円	
		第三級地	1,900円	
		第四級地	1,100円	
		第五級地	760円	
その他のもの	占有面積1㎡につき1年	第一級地	2,400円	
		第二級地	1,100円	
		第三級地	770円	
		第四級地	640円	
		第五級地	560円	
法第32条第1項第2号に掲げる工作物	外径が0.07m未満のもの	第一級地	51円	
		第二級地	23円	
		第三級地	16円	
		第四級地	13円	
		第五級地	12円	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	第一級地	73円	
		第二級地	33円	
		第三級地	23円	
		第四級地	19円	
		第五級地	17円	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地	110円
			第二級地	49円
			第三級地	35円
			第四級地	29円
			第五級地	25円
	外径が0.15m以上の0.2m未満のもの	第一級地	150円	
		第二級地	66円	
		第三級地	46円	
		第四級地	38円	
		第五級地	34円	
外径が0.2m以上の0.3m未満のもの	第一級地	220円		
	第二級地	98円		
	第三級地	70円		
	第四級地	57円		
	第五級地	50円		

改定単価				
法第32条第1項第2号に掲げる物件	占有物件	単位	占有料	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 340円	
			第二級地 140円	
			第三級地 95円	
			第四級地 76円	
			第五級地 65円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		第一級地 590円	
			第二級地 250円	
			第三級地 170円	
			第四級地 130円	
			第五級地 110円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		第一級地 850円	
			第二級地 350円	
			第三級地 240円	
			第四級地 190円	
			第五級地 160円	
外径が1m以上のもの	第一級地 1,700円			
	第二級地 710円			
	第三級地 470円			
	第四級地 380円			
	第五級地 330円			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			第一級地 2,800円	
			第二級地 1,200円	
			第三級地 790円	
			第四級地 630円	
			第五級地 540円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路	占有面積1㎡につき1年	第一級地 9,700円	
			第二級地 1,900円	
			第三級地 870円	
			第四級地 480円	
			第五級地 340円	
	地下に設ける通路		第一級地 5,800円	
			第二級地 1,100円	
			第三級地 520円	
			第四級地 290円	
			第五級地 200円	
	その他のもの		第一級地 2,800円	
			第二級地 1,200円	
第三級地 790円				
第四級地 630円				
第五級地 540円				
6法第32条第1項第1号に掲げる施設	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡につき1日	第一級地 190円	
			第二級地 38円	
			第三級地 17円	
			第四級地 10円	
			第五級地 7円	
	その他のもの		占有面積1㎡につき1月	第一級地 1,900円
				第二級地 380円
				第三級地 170円
				第四級地 96円
				第五級地 67円
7法第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの		第一級地 1,900円
				第二級地 380円
				第三級地 170円
				第四級地 96円
				第五級地 67円
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	第一級地 19,000円
				第二級地 3,800円
				第三級地 1,700円
				第四級地 960円
				第五級地 670円
	標識	1本につき1年		第一級地 2,300円
				第二級地 950円
				第三級地 630円
				第四級地 500円
				第五級地 440円
旗ざお	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	第一級地 190円
				第二級地 38円
				第三級地 17円
				第四級地 10円
				第五級地 7円
	その他のもの	1本につき1月		第一級地 1,900円
				第二級地 380円
				第三級地 170円
				第四級地 96円
				第五級地 67円
幕(7法第4号に掲げる工施用施設であるものを除く。)	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1㎡につき1日	第一級地 190円
				第二級地 38円
				第三級地 17円
				第四級地 10円
				第五級地 7円
	その他のもの	その面積1㎡につき1月		第一級地 1,900円
				第二級地 380円
				第三級地 170円
				第四級地 96円
				第五級地 67円
アーチ	車道を横断するもの		1基につき1月	第一級地 19,000円
				第二級地 3,800円
				第三級地 1,700円
				第四級地 960円
				第五級地 670円
	その他のもの	第一級地 9,700円		第二級地 1,900円
				第三級地 870円
				第四級地 480円
				第五級地 340円
				第7条第2号に掲げる工作物
			第二級地 1,200円	
			第三級地 790円	
			第四級地 630円	
			第五級地 540円	
第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額	

現行単価				
法第32条第1項第2号に掲げる物件	占有物件	単位	占有料	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 290円	
			第二級地 130円	
			第三級地 93円	
			第四級地 76円	
			第五級地 67円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		第一級地 510円	
			第二級地 230円	
			第三級地 160円	
			第四級地 130円	
			第五級地 120円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		第一級地 730円	
			第二級地 330円	
			第三級地 230円	
			第四級地 190円	
			第五級地 170円	
外径が1m以上のもの	第一級地 1,500円			
	第二級地 660円			
	第三級地 460円			
	第四級地 380円			
	第五級地 340円			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			第一級地 2,400円	
			第二級地 1,100円	
			第三級地 770円	
			第四級地 640円	
			第五級地 560円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路	占有面積1㎡につき1年	第一級地 9,300円	
			第二級地 1,900円	
			第三級地 930円	
			第四級地 530円	
			第五級地 380円	
	地下に設ける通路		第一級地 5,600円	
			第二級地 1,200円	
			第三級地 560円	
			第四級地 320円	
			第五級地 230円	
	その他のもの		第一級地 2,400円	
			第二級地 1,100円	
第三級地 770円				
第四級地 640円				
第五級地 560円				
6法第32条第1項第1号に掲げる施設	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡につき1日	第一級地 190円	
			第二級地 38円	
			第三級地 19円	
			第四級地 11円	
			第五級地 8円	
	その他のもの		占有面積1㎡につき1月	第一級地 1,900円
				第二級地 380円
				第三級地 190円
				第四級地 110円
				第五級地 76円
7法第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの		第一級地 1,900円
				第二級地 380円
				第三級地 190円
				第四級地 110円
				第五級地 76円
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	第一級地 19,000円
				第二級地 3,800円
				第三級地 1,900円
				第四級地 1,100円
				第五級地 760円
	標識	1本につき1年		第一級地 1,900円
				第二級地 870円
				第三級地 620円
				第四級地 510円
				第五級地 450円
旗ざお	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	第一級地 190円
				第二級地 38円
				第三級地 19円
				第四級地 11円
				第五級地 8円
	その他のもの	1本につき1月		第一級地 1,900円
				第二級地 380円
				第三級地 190円
				第四級地 110円
				第五級地 76円
幕(7法第4号に掲げる工施用施設であるものを除く。)	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1㎡につき1日	第一級地 190円
				第二級地 38円
				第三級地 19円
				第四級地 11円
				第五級地 8円
	その他のもの	その面積1㎡につき1月		第一級地 1,900円
				第二級地 380円
				第三級地 190円
				第四級地 110円
				第五級地 76円
アーチ	車道を横断するもの		1基につき1月	第一級地 19,000円
				第二級地 3,800円
				第三級地 1,900円
				第四級地 1,100円
				第五級地 760円
	その他のもの	第一級地 9,300円		第二級地 1,900円
				第三級地 930円
				第四級地 530円
				第五級地 380円
				第7条第2号に掲げる工作物
			第二級地 1,100円	
			第三級地 770円	
			第四級地 640円	
			第五級地 560円	
第7条第3号に掲げる施設			Aに0.028を乗じて得た額	

改定単価		
占用物件	単位	占用料
第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1㎡につき1月	第一級地 1,900 円
		第二級地 380 円
		第三級地 170 円
		第四級地 96 円
		第五級地 67 円
第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1月	第一級地 280 円
		第二級地 120 円
		第三級地 79 円
		第四級地 63 円
		第五級地 54 円
第7条第8号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1月	第一級地 AIに0.013を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.015を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.017を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.019を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.024を乗じて得た額
		AIに0.024を乗じて得た額
上空に設けるもの	占用面積1㎡につき1月	AIに0.005を乗じて得た額
		AIに0.008を乗じて得た額
		AIに0.01を乗じて得た額
地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階段数が1のもの	AIに0.034を乗じて得た額
		AIに0.017を乗じて得た額
地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階段数が2のもの	AIに0.013を乗じて得た額
		AIに0.015を乗じて得た額
その他のもの	階段数が3以上のもの	AIに0.017を乗じて得た額
		AIに0.019を乗じて得た額
建築物	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.013を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.015を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.017を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.019を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.024を乗じて得た額
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.009を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.01を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.012を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.014を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.017を乗じて得た額
建築物	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.013を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.015を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.017を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.019を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.024を乗じて得た額
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.009を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.01を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.012を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.014を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.017を乗じて得た額
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1㎡につき1月	第一級地 AIに0.013を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.015を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.017を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.019を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.024を乗じて得た額
上空に設けるもの	占用面積1㎡につき1月	AIに0.024を乗じて得た額
		AIに0.034を乗じて得た額
		AIに0.034を乗じて得た額
第7条第12号に掲げる器具	占用面積1㎡につき1月	第一級地 AIに0.013を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.015を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.017を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.019を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.024を乗じて得た額
上空に設けるもの	占用面積1㎡につき1月	AIに0.024を乗じて得た額
		AIに0.034を乗じて得た額
		AIに0.034を乗じて得た額
その他のもの	占用面積1㎡につき1月	AIに0.024を乗じて得た額
		AIに0.034を乗じて得た額

備考 1～7 (略)

8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

9 (略)

現行単価		
占用物件	単位	占用料
第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1㎡につき1月	第一級地 1,900 円
		第二級地 380 円
		第三級地 190 円
		第四級地 110 円
		第五級地 76 円
第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1月	第一級地 240 円
		第二級地 110 円
		第三級地 77 円
		第四級地 64 円
		第五級地 56 円
第7条第8号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1月	第一級地 AIに0.012を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.014を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.016を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.017を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.02を乗じて得た額
		AIに0.02を乗じて得た額
上空に設けるもの	占用面積1㎡につき1月	AIに0.028を乗じて得た額
		AIに0.028を乗じて得た額
		AIに0.028を乗じて得た額
建築物	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.012を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.014を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.016を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.017を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.02を乗じて得た額
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.009を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.01を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.011を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.012を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.014を乗じて得た額
建築物	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.012を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.014を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.016を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.017を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.02を乗じて得た額
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.009を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.01を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.011を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.012を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.014を乗じて得た額
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1㎡につき1月	第一級地 AIに0.012を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.014を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.016を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.017を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.02を乗じて得た額
上空に設けるもの	占用面積1㎡につき1月	AIに0.02を乗じて得た額
		AIに0.028を乗じて得た額
		AIに0.028を乗じて得た額
第7条第12号に掲げる器具	占用面積1㎡につき1月	第一級地 AIに0.012を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.014を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.016を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.017を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.02を乗じて得た額
上空に設けるもの	占用面積1㎡につき1月	AIに0.02を乗じて得た額
		AIに0.028を乗じて得た額
		AIに0.028を乗じて得た額
その他のもの	占用面積1㎡につき1月	AIに0.028を乗じて得た額
		AIに0.028を乗じて得た額

備考 1～7 (略)

8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。

9 (略)